



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



相続登記の義務化が、令和6年4月1日にスタート

これまでのあいわ通信でもご紹介してきましたが、相続登記の申請義務化まで1年を切りました。令和6年4月1日より、相続登記の申請義務化は始まります。

相続により（遺言による場合を含みます。）不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならないこととされました。

注意が必要なのは、令和6年4月1日以前に相続の開始があった場合についても適用されます。この場合は、令和6年4月1日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

そして、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。

正当な理由の例としては、以下のようなケースが考えられます。

- ① 相続登記を放置したために相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース
- ② 遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース
- ③ 申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース など

重要なのは、今のうちから相続した土地・建物の相続登記をしておくことです。また、今であれば、登録免許税の免税措置が設けられており、土地について、相続による所有権移転登記を受ける場合において、不動産の価額が100万円以下であるときは、登録免許税を課さないこととされております。

また、相続人の申告登記という制度もできました。

これは、登記簿上の所有者について相続が開始したことで自らがその相続人であることを申し出る制度です。この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分までは登記されません（権利の取得を公示するものではないため、これまでの相続登記とは性質が異なります。）。

相続人の申告登記を相続登記申請義務の履行期間内（3年以内）に行うことで、申請義務を履行したものとみなすことができます。登記簿に氏名・住所が記録された相続人の申請義務のみ履行したことになります。

その他特長として、登記簿を見ることで相続人の氏名・住所を容易に把握することが可能になり、相続人が複数存在する場合でも特定の相続人が単独で申出することが可能です。また、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定が不要であり、添付書面として、申出をする相続人自身が被相続人（所有権の登記名義人）の相続人であることが分かる当該相続人の戸籍謄本を提出することで足ります。

生前の相続対策「遺言書」

今月号のあいわ通信では、相続登記の義務化について、改めて説明させていただきました。

相続登記の申請まで長期化するケースとしては、相続人の中に音信不通の者がいて遺産分割協議を進めることができない場合や、家族間の意向が異なる場合などです。家族間の意向が違う場合、相続において争いが起こることが多く、遺産分割協議をまとめるのが大変です。

このような場合、それぞれの相続人としては、相続人の申告登記を行うことで相続登記の申請義務を履行したことになりますが、やはり根本的な解決にはなりません。

このようなことが想定される場合には、遺言書を作成しておくことが重要です。

遺言書がない場合、相続手続を進めていくためには、遺産分割協議を行って、誰が何を相続するのかを決めなければなりません。しかも、遺産分割協議は多数決ではなく、相続人の「全員一致」がなければ成立しません。

しかし、遺言書があって、誰が何を相続するのか明確になっていれば、相続人による遺産分割協議を省くことができ、円満で迅速な相続手続を実現することができます。

遺言は、民法の定める相続分に拘束されることがなく、自由に相続分を指定することができます。揉めないための相続を実現するためには、生前に遺言書を作成し、円満に相続できるような遺言書を作成しておくことが重要です。

今月号のあいわ通信では、相続登記のテーマを中心に記載しましたが、生前の相続対策である遺言なども検討することも大切です。

当事務所では、円満な相続を実現するため、自らの想いを実現する遺言書の作成もサポートしております。

相続登記や遺言、成年後見など、お悩みごとがありましたら、お気軽にご相談ください。



お客様の声を紹介します

高井先生、度は大変お世話になりました。
病気の事、生活の事、ずいぶん悩まされたが、到底自分で解決する事は出来ず、相談をさせて頂きました。
高井先生のわかりやすい説明、ご指導、そして体調も気遣って頂き、
早く解決する事ができ、心から感謝申し上げます。
心から治療に専念したいと思っております。
悩んでいた心も救って頂き、高井先生、事務所の皆様本当に
ありがとうございました。

【自己破産の相談 女性 50代】

自己破産のご依頼をいただいた、お客様の声を紹介します。

病気や失業、コロナ禍による収入の減少など、自分自身ではコントロールできない理由で多額の借金を負ってしまう場合もあります。このように、将来、借金の返済を継続することが難しい場合は、自己破産をすることで、借金の支払義務がなくなり、人生の再スタートをすることができます。

ただし、自己破産をすることで、一定の職業に就くことができなくなる資格制限があります。また、資産価値の高い財産を手放すことになり、自己破産の申立てをしても、債務の免責（免除）が認められない場合があります。

自己破産にはメリット・デメリットがありますので、お悩みの方は、当事務所にご相談ください。

また、当事務所は、法テラス（日本司法支援センター）の民事法律扶助制度を積極的に利用しており、依頼者の費用負担を軽減するように努めております。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。
ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

